ご存じですか？国民年金の各種制度

年金　市民課年金係　☎(24)0267　本庁舎1階②番

●年金保険料の免除制度と若年者納付猶予制度

国民年金には、申請することで、保険料の納付が全額または一部免除される**「全額免除制度（①）」**と**「一部免除制度（②）」**があります。

また、20歳代の方には、申請することで、保険料の納付を10年以内の後払いにできる**「若年者納付猶予制度（③）」**があります。

【免除と猶予の内容】下の表のとおり

※平成23年度の定額保険料は月額15，020円です。

※一部免除の承認を受けた方が納付すべき保険料を納付しなかったときは、その期間の一部免除が無効となります。そのため、将来の老齢基礎年金の額に反映されなかったり、障がいや死亡などの不慮の事態が生じたときに年金の受け取りができなくなったりすることがあります。

【対象】

①全額免除と②一部免除は、つぎのいずれかに該当する方

▼本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の方

▼失業や災害などで保険料の納付が困難な方

③若年者納付猶予は、20歳代の方でつぎのいずれかに該当する方

▼本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の方

▼失業や災害などで保険料の納付が困難な方

種　類	免除区分	納付すべき保険料(23年度月額)	老齢基礎年金 請求時	老齢基礎年金 計　算	障害年金遺族年金請求時	保険料後払い(追納)	審査の対象
①　全額免除	全額免除	0円	受給資格期間に入ります	2分の1が算入	納付済期間と同じ扱いになります	10年以内であれば後払いできます	本人 配偶者 世帯主
②　一部免除	4分の3免除（4分の1納付）	3,760円		8分の5が算入			
	半額免除（半額納付）	7,510円		4分の3が算入			
	4分の1免除（4分の3納付）	11,270円		8分の7が算入			
③　若年者納付猶予	納付猶予	0円		算入されません			本人 配偶者

【免除（猶予）の期間】平成23年7月分～平成24年6月分の保険料

【申請に必要なもの】年金手帳（基礎年金番号通知書）、印鑑

※平成23年1月1日現在の住所が市外の方は、平成22年分の所得証明書類が必要です。

※失業を理由とする方は、離職日が平成22年3月31日以降の雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証が必要です。

※学生の方は**「学生納付特例制度」**をご利用ください。

●特別障害給付金制度

【対象】国民年金に任意加入しなかった期間中に「障がいの原因となる傷病で初めて診療した日」があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がい状態にある方で、つぎのいずれかに該当する方

▼平成3年3月31日以前に任意加入しなかった学生（定時制・夜間部・通信制を除く）

▼昭和61年3月31日以前に任意加入しなかった会社員、公務員などの妻または夫

【支給額】

障害等級1級　月額49，650円

障害等級2級　月額39，720円

【支給開始時期】請求のあった月の翌月分から支給

※支給額は、年金受給の有無や所得の状況により制限されることがあります。

人権困りごと相談

相談　市民生活課 市民生活係　☎(24)0183　本庁舎3階

【内容】人権擁護委員による婚姻や相続、金銭トラブル、雇用など、人権にかかわる問題の相談

※相談は無料で受け付けます。

【とき】9月24日(土)　13時～16時

【ところ】総合福祉センター307号

【人権擁護委員】

・髙橋悦子（北光）☎(22)1332
・髙田幸子（末広）☎(27)3633
・守田勝榮（北栄）☎(22)1084
・渡邊惠子（清水町）☎(24)0494
・村井政孝（北斗）☎(42)0778
・中島巖（自由ケ丘）☎(23)2166
・斉藤和子（桂木）☎(26)0620

納税課 ☎(24)0169　納税忘れはございませんか？市税の納入

今月は、固定資産税・都市計画税第3期の納入月です。
市税納入休日相談日は25日(日)8時45分～17時15分です。